

# くらしウォッチャーだより

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー2・3月調査結果から  
<消費生活関連・食品の品質表示関連>

## 注意喚起情報！！

**見守り新鮮情報**

自宅の**固定電話**に国の**行政機関**を**名乗り**「これから2時間後に**通信できなくなる**」という電話がかかってきた。非通知設定からの着信だった。突然通信できなくなることはないはずなので、明らかに**おかしい。国の行政機関をかたっている**と思い**電話を切った**が、他にも同様の電話かかる可能性があるので情報提供したい。(70歳代)

**個人情報を聞き出す不審な電話に注意**

### ひとこと助言



- 国の行政機関や電話会社などをかたる、自動音声ガイダンスやSMSを使った不審な電話に関する相談が多数寄せられています。
- 行政機関や電話会社から、電話を停止することに関して、自動音声ガイダンスやSMSを使って連絡することは絶対にありません。すぐに電話を切りましょう。
- 非通知や知らない番号からの電話には普段から慎重になります。個人情報は絶対に伝えないでください。
- 不安なときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**や最寄りの警察等にご相談ください(消費者ホットライン188、警察相談専用電話「#9110」番)。

本文イラスト：黒崎玄

見守り新鮮情報 第507号（2025年3月27日）発行：独立行政法人国民生活センター

## 2月・3月報告 消費生活関連

### 電話勧誘

- ・国の機関を名乗るところから音声ガイダンスで「〇〇調査のアンケートに回答返送のない人に電話をしています」との内容の電話があった。不審なので無視した。(同様の内容3件)
- ・事業者名は早口で聞き取れなかったが「海外支援物資輸送不足のため、そちらの地域を訪問する予定なので、服や本などなんでもよいので不用品の買取に協力してほしい」と言われた。
- ・「服など不用品がないか」といった内容の音声電話が架かって来たが切った。
- ・家庭用品など何でも良いので買い取らせてもらいたい、近くまで来ていると言われたが断った。
- ・「大崎地域で不用品の回収を予定。何かないか」と電話があった。過去に、同じ番号から3回着信があり、それぞれ違う事業者名を名乗っていた。
- ・不用品回収の電話があったが、うちの苗字を知っていたので驚いた。(不用品買取関連5件)
- ・携帯電話に知らない番号から着信があった。ネット情報によると「この電話番号は世論調査、情報サービス、悪質なコンテンツ」などの書き込みがあったので、受信をブロックした。(同様2件)

### 訪問販売

- ・布団の販売業者が来たが、内容は聞かず断った。

### 訪問購入

- ・家に来た人に「廃品回収」と言われたが、インターホン越しに断った。
- ・「不用品がないか」と言われたが「何もない」と断った。

### 通信販売

- ・特定の銀行の名称で「情報更新のためのサービス停止のお知らせ」というメールが来た。
- ・「2025年度からのシステムバージョン更新により、お客様情報の更新が必要となりました。」
- ・メールに「現在の登録情報と最新のシステム情報に差異が確認された。更新をお願いします。」「お客様の情報が最後の更新から長期間が経過。更新されない場合、一部のサービス機能が利用できなくなる」と書かれており、対象のクレジットカード会社名と銀行名合わせて60社の名称が書かれていた。当該銀行とは取引がないのでメールは無視した。
- ・クレジットカード会社の名前で「利用を一部制限」とのメールを着信。URLに誘導する内容で、不審なので無視した。
- ・スマートフォンに不審なメールの着信があった。
- ・大手通信販売事業者の名前でメールが来た。クレジットカード会社の・国の機関名でメールが届いた。「所得税の延滞金があり、公式ウェブサイトで確認するように」とURLが貼り付けてある。

(国の機関関連2件)

- ・電力会社、ガス会社、銀行名でメールが来る。(電力1件、ガス1件、銀行1件)

### その他

- ・大手通販事業者から請求の連絡が来たが身に覚えがない。

### コメント

- ・沢山の報告を寄せていただきました。特に買取事業者からの電話勧誘と、不審なメールの着信が多かったようです。実在する事業者からのメール、字体やロゴを見ただけでは本物か詐欺かを判断することは難しいようです。取引のない事業者からのメールは開かないことはもちろんですが、取引のある事業者名のメールであっても、安易に開いたりURLにアクセスすることがないようご注意ください。

# 2月3月報告 食品の品質表示

品目別	月	調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況			
					1回目		2回目	
					有	無	有	無
生鮮食品	農産物	2月 大根	名称 产地	24	12	0	12	0
		みかん		24	12	0	12	0
	3月 ほうれん草	24		12	0	12	0	
		いちご		24	11	1	12	0
	水産物	2月 魚		24	12	0	12	0
		3月 貝		24	12	0	12	0
	産畜物	2月 豚肉		24	12	0	12	0
		3月 牛肉		24	12	0	12	0
加工食品	2月 どうろこし 缶詰	第1原材料の原産地表示・原材料名添加物・消費期限賞味期限・保存方法・内容量・製造者又は販売者の名称及び住所・アレルゲン/遺伝子組み換え表示・栄養成分表示(5つの栄養成分)		12	12	0	/	/
				12	12	0	/	/

## ～報 告～

- 農産物の生産者名が記載してあると、安心して購入できる。
- 表示が義務付けられている項目以外に「お客様からの要望が多い栄養成分を表示します。」とリンクやカリウムの栄養成分が表示してある商品があった。
- お米の価格が、10キログラム8000円と、安くならない。
- 物価が高騰しているので、これまであまり購入しなかった外国産の食品も購入するようになった。
- 値引きコーナーの設置があり助かっている。
- ほうれん草は価格が安くなってきた。
- 貝は産地偽装の問題が大きく報じられてから「国産」という表示の商品が少なくなった。
- 原産国表示のない「塩サバ」を販売していた、店舗を運営する事業者に対し、農林水産省が適正表示への是正や再発防止を指示したとの新聞報道があった。
- 缶詰の保存方法の表示がなかった。
- 遺伝子組み換えの表示がないのに不安を感じている。・遺伝子組み換え表示がなかった。
- 「いちご」の少量パックには産地表示がなかった。・貝の産地表示がなかったので他の商品を確認した。

## コメント

- 「遺伝子組み換え」の原材料が使用されている場合は表示義務あり、使用されていない旨の表示は義務ではないため、何も書かれていません。
- 常温保存以外に保存方法に留意すべき事項がないものは、保存方法の表示は省略できます。
- 鮮魚コーナーと同じ販売スペースに「生鮮食品の生えび」と「加工食品の蒸しえび」、「生鮮食品の生タラ」と「加工食品の塩タラ」が並んで陳列されている場合があります。一見すると同じ生鮮食品なのでは?と思われるかも知れませんが「生鮮食品」と「加工食品」では表示方法に大きな違いがあります。

## ～編集後記～

消費生活ウォッチャーの皆様 2024 年度 1 年間、調査にご協力いただきありがとうございました。食品の品質表示について、普段の買い物時に品目別に表示の調査項目を確認していただきました。当市のホームページ等に「ウォッチャーだより」として掲載し、消費者に身近な知識として役立てていただけています。さらに、消費生活関連の情報は、「注意喚起情報」として消費者の被害未然防止のために活用させていただいております。

## ～国民生活センター2024年度10大項目公表～

- 能登半島地震や度重なる豪雨など、自然災害相次ぐ 「災害便乗商法」も発生
- 紅麹を原料とするサプリによる健康被害拡大 健康被害情報の報告を義務化
- 越境消費者相談の件数が大幅増 インバウンドの回復に伴い「訪日観光客消費者ホットライン」への相談も増加
- 害虫・害獣駆除やロードサービスなどの想定外の高額請求にかかるトラブルが若い年代で増加
- サポート詐欺 高齢者のトラブルが後を絶たず
- 「スキマ時間に気軽に稼げる」などとうたう副業に関する相談が増加
- 「訪問購入」に関するトラブルの相談、引き続き多く寄せられる 中には犯罪まがいの事例も
- 消費生活用製品安全法等の改正 海外から直接販売される製品の安全確保や子ども用の製品による事故の未然防止に対応
- 「ステマ広告規制」 措置命令相次ぐ・集団的消費者被害回復訴訟に関し、初の最高裁判所判決が出された

(資料: 独立行政法人国民生活センターHPより引用)

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター（大崎市役所 民生部社会福祉課）

受付 月～金（祝日を除く）午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 • Fax. 0229-22-9047

E-mail : shohi@city.osaki.miagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号（本庁舎2階）

令和7年5月2日発行